

北海道選挙管理委員会告示第33号

令和4年9月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和4年9月5日

北海道選挙管理委員会委員長 石 塚 正 寛

1 選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

50分の1の数	89,212
3分の1の数	657,569

2 北海道議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

札幌市中央区	70,786	根室市	6,880
札幌市北区	80,766	千歳市	27,236
札幌市東区	74,788	滝川市	11,235
札幌市白石区	61,879	登別市	13,276
札幌市厚別区	36,391	恵庭市	19,755
札幌市豊平区	65,436	伊達市	9,458
札幌市清田区	31,299	北広島市	16,481
札幌市南区	39,304	北斗市	12,646
札幌市西区	62,652	空知地域	47,212
札幌市手稲区	40,066	石狩地域	21,707
函館市	72,210	後志地域	24,381
小樽市	32,513	胆振地域	14,502
旭川市	94,251	日高地域	17,798
室蘭市	23,195	渡島地域	24,365
釧路市	47,082	檜山地域	9,800
帯広市	47,098	上川地域	35,259
北見市	32,947	留萌地域	12,274
岩見沢市	22,621	宗谷地域	7,936
網走市	9,708	オホーツク東地域	16,190
苫小牧市	47,919	オホーツク西地域	18,329
稚内市	9,180	十勝地域	46,953
江別市	34,046	釧路地域	16,424
名寄市	7,600	根室地域	13,032

3 北海道の方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域ごとの選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

北海道警察函館方面本部管轄区域	50分の1の数	7,259
	3分の1の数	120,982
北海道警察旭川方面本部管轄区域	50分の1の数	10,547
	3分の1の数	154,553
北海道警察釧路方面本部管轄区域	50分の1の数	10,648
	3分の1の数	155,400
北海道警察北見方面本部管轄区域	50分の1の数	4,631
	3分の1の数	77,174